

旧優生保護法被害に関する電話相談 のご案内

2018（平成30）年 2月2日（金）

仙台 022-721-7093（10時～16時）

札幌 011-251-0377（13時～16時）

東京 0120-990-350（13時～16時）

大阪 06-6765-0700（13時～16時）

福岡 092-721-1208（13時～16時）

旧優生保護法のもとで、全国で2万5000件の優生手術が行われましたが、被害者の方々が声を上げることは難しい状況でした。

今回、宮城県内の被害者が仙台地方裁判所に提訴したことをきっかけに、被害の掘り起こしや、実態調査をできればと思い、全国で電話相談を実施します。

ご連絡ください。